

第 2 5 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第 2 5 回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 4 月 2 1 日（火）午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 1 5 分

2 開催場所 小野市役所 2 階 会議室 2－1・2－2

3 出席委員 （農業委員 8 名）

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

（農地利用最適化推進委員 1 5 名）

9 : 大谷 敏行	1 0 : 田中 勝
1 1 : 藤原 三男	1 2 : 井上 勝秀
1 3 : 藤原 一男	1 4 : 井上 秀隆
1 5 : 増田 種正	1 6 : 林 茂雄
1 7 : 大島 育雄	1 8 : 西山 彰彦
1 9 : 横山 和行	2 0 : 片山 嘉彦
2 1 : 中村 富昭	2 2 : 松尾 信行
2 3 : 永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員 0 名）

（農地利用最適化推進委員 0 名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	印田 裕
事務局	河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第 136 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 137 号	非農地証明願に対する認可について
議案第 138 号	令和 7 年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について
議案第 139 号	令和 8 年度最適化活動の目標設定等について
議案第 140 号	農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について（農地

中間管理権)

報告事項

- | | |
|------|--|
| 報告 1 | 各種証明書の交付 |
| 報告 2 | 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による
小作の解約通知の受理 |
| 報告 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理 |

【 開 会 】

○議長

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

春の大変暖かい陽気な季節を迎えました。

今日も市内を現地調査で回っていると、山の緑が綺麗でありました。

麦を見ましたら、もう実が出ております。暖かくなると、植物の成長も早くなるのではないかと考えております。

私たち農業委員の任期は、あと1年で、来年の4月の19日までで、残り1年となりました。3年間は非常に長いのではないかとはいいましたが、2年間で振り返ったらあっという間に過ぎ去っております。残り1年どうかよろしくお願い致します。

平素は、農業委員の色々な活動にご尽力いただき、本当にありがとうございます。普段は農地パトロール等で月に8回以上のご尽力いただいておりますが、それ以外にも、農家の方々の相談や農業委員会の議案の3条、4条、5条などの事前調査にあたっただき、色々ご苦勞いただいていることを感謝申し上げます。どうか残り1年よろしくお願いしたいと思います。

最近、ニュースはあまりないですが、中東問題は解決しておりませんし、昨夜は青森の方で震度5強の大きな地震が起きて、テレビが一斉に地震放送に切り替わり、現地の人には必要な情報ではありますが、どこの番組でも同じ内容でした。

それから、京都の南丹市の11歳の子供が殺害された事件がありました。あのニュースも毎日報道されておりますが、非常に田舎で瑠璃溪という非常に綺麗な景色があるところの近くだそうです。水田には水がもう張ってあるようで、もう少ししたら田植えが始まりそうな景色が映っておりました。そしてまた、イノシシの柵がいっぱい張ってあって、私の地域とよく似ているそんな非常に田舎っぽいところで、父親から殺害された悲しいニュースがございました。

本日、第25回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、非農地証明願に対する認可、令和7年度農地利用の最適化の推進の状況、令和8年度最適化活動の目標設定等、農地利用集積計画等促進計画に係る意

見の審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき、議席番号・氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただいまから第25回小野市農業委員会を開会いたします。
(議長着席)

○議長 本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
 このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号3番 岸本富生委員、4番 住本浩也委員にお願いいたします。

(農地法3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案、第136号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局
(印田) 議案書の1ページをお願いします。
 議案第136号
 「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」
 別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。
 令和8年4月21日提出
 小野市農業委員会 会長 中尾正美

詳細は、2ページから5ページまでの24件になります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第133号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。
 該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。
 なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案

しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。
議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをご覧ください。

申請人：譲受人 住吉町○○ ○○ ○○、譲渡人 住吉町○○
○ ○○ ○○、

申請地：所在地 住吉町字○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、住吉町字○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、合計2筆、合計面積○○○㎡、適用として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは元々1町5反ほどお持ちでしたが、病気高齢化のため、野菜を作っておられる部分を除いて、ほとんど手放しておられます。今回は○○○○さんに譲渡し、現在は営農が続きの田を作っております。○○○○さんは高齢ですが元気で、息子もおり、機械等々全てお持ちで、住吉町でも一番大きな耕作をされている人でありますので、全く問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは、2番についてであります。次の3番から15番までと関連事項でありますので、2番から15番までをあわせて、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、2番から6番と15番の池田町について説明いたします。

議案書の2ページ及び4ページ、参考資料の3ページか7ページ及び19ページまでをご覧ください。

2 番

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇、貸人 池田町〇〇 〇〇 〇

申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 小作地、
池田町字〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、合計 2 筆、合計面
積〇〇〇㎡、適用として、5 年間の賃借権設定であります。

3 番

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇、貸人 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇 地目田 面積 1,615 ㎡ 小作
地、合計 2 筆、合計面積〇〇〇㎡、適用として、5 年間の賃借権設
定であります。

4 番

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇、貸人 三木市別所町〇〇〇 〇〇 〇

申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小
作地、適用として、5 年間の賃借権設定であります。

5 番

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇、貸人 さいたま市浦和区〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇

申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作
地、池田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、池田町字〇
〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 小作地、池田町字〇〇〇〇〇〇 地
目田 面積〇〇㎡ 小作地、池田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇
㎡ 小作地、池田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、池
田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、合計 7 筆、合計
面積〇〇〇㎡、適用として、5 年間の賃借権設定であります。

6 番

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇、貸人 池田町〇〇 〇 〇〇

申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作
地、池田町字〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、池田町字〇〇〇
〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、合計 4 筆、池田町字〇〇〇〇
〇 地目田 面積〇〇㎡ 小作地、合計面積〇〇〇㎡、適用として、5
年間の賃借権設定であります。

1 5 番の 2 1 筆のうち、池田町の 2 筆、

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇、貸人 曾根町〇〇 〇〇 〇〇

申請地：所在地 池田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作
地、池田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計 2 筆、全て

５年契約となっておりますが、以前から耕作されており、実質は更新となります。〇〇〇〇〇〇〇〇であります、先代の３年ほど前に亡くなられた〇〇さんの娘さんが代表取締役、奥さんが取締役となっており、多い時で２０町、今現在でも１７町全て水田をされており、今年３月に株式会社の農業法人を立ち上げられたところです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇

〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、合計 4 筆、合計面積〇〇㎡、適用として、5 年間の賃借権設定であります。

1 4 番

申請人：借人 小田町〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇
〇、貸人 久保木町〇〇〇 〇〇〇 〇

申請地：所在地 久保木町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 小作地、適用として、5 年間の賃借権設定であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 2 番から 1 5 番について、説明は終わりました。2 番から 1 5 番についてご質問、ご意見は、ございませんか。
(発言なし)

〇〇〇番 〇〇番：〇〇委員
従業員はどのくらいいらっしゃるのですか。

〇〇番 〇番：〇〇委員
従業員はおられず、代表取締役と取締役の 2 人です。ただし、シーズンに入ると親戚など 10 人近くが手伝いに来てくれます。草刈りはアルバイトなどを雇って賄っています。田植えの時は、田植え機複数台でやり、稲刈り時は早生など種類で時期をずらして 2 人でされております。

○議長 管理状況についてはいかがでしょうか。

〇〇番 〇番：〇〇委員
綺麗に管理されています。肥料、消毒もトラックなどでされいます。
年老いた親が亡くなった時に久保木町で農地を返そうかという案件が出たときに、〇〇さんが引き受けるとの申し出があったそうです。

○議長 他に、ご質問ご意見はございませんか。

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番から 1 5 番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番から 1 5 番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは16番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番西山が、16番について説明いたします。
議案書の4ページ及び参考資料の29ページから30ページをご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 小田町○○
○ ○○ ○○

申請地：所在地 小田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、小田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、小田町字○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、小田町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計4筆、合計面積○○○㎡、適用として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんはご高齢であり、子供さんはいらっしゃいますができない事情があります。譲受人の○○○○さんは○○○○の代表者の方であり、譲渡するならこの方しかないということで、現在も管理していただいております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 16番について、説明は終わりました。16番についてご質問、ご意見は、ございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、16番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、16番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは17番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○が、17番について説明いたします。
議案書の4ページ及び参考資料の31ページから32ページをご覧ください。

申請人：譲受人 ○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 三和町○○○ ○○ ○○

申請地：所在地 栗生町字○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係は、父親同士が兄弟です。〇〇さんは父が平成8年に亡くなられて相続されていますが、平成9年から〇〇さんが管理されている状況で現在に至っております。昨日現場を見てまいりましたが、綺麗に管理されています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

20番

申請人：譲受人 神戸市北区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇、譲渡人 河合西町〇〇 〇 〇〇

申請地：所在地 河合西町字〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、適用として、売買による所有権移転であります。

18番について、譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は神戸市北区〇〇〇でイチゴハウスと小麦を栽培されています。譲渡人の〇〇〇さんは父親と以前は一緒に主に水稻をされていましたが、父親が亡くなられてからは体力的にも疲れてきたので、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお願いしたら快く引き受けてくれるとのことでした。

19番についても、譲渡人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に引き受けてくれないかとお願いをしたものです。面積は少ないですが、小麦栽培の予定です。

20番について、譲渡人の〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の役員である〇〇〇〇さんは同じ町内の知り合いであり、今回、この申請地を引き受けてもらうこととなりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

18番から20番について、説明は終わりました。18番から20番についてご質問、ご意見は、ございませんか。

(発言なし)

○○○番

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は河合西町に作業などの拠点などはあるのでしょうか。河合地区にたくさん引き受けられていますが、他の下東条や大部地区の土地を持たれたりしていますか。

○○○番

元々河合西町出身の〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の役員ということで、地域的に高齢化が進んでいるため、どうしても〇〇〇〇さんをお願いしたことでした。今後については、河合地区の方ではまだ増やしたいとの意向でした。

○○○番

河合地区以外では検討されていますか。

○○○番

その点については、立地条件、交通の便や面積などの判断により今のところはないとのことでした。

○○○番

農業用倉庫などはどうですか。

○○○番

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、機械は一式持たれており、農業用倉庫については掘井計利さんの実家の河合西町の倉庫を利用されて

います。

従業員の方も十数名おられるので、草刈りや稲刈りなどもやっていけるとのことです。

○議長 他に、ご質問、ご意見は、ございませんか。
 (発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、18番から20番については許可することに決定して、ご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、18番から20番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは21番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、21番について説明いたします。
 議案書の5ページ及び参考資料の41ページから42ページをご覧ください。

 申請人：借人 中町○○ ○○○○○○○○○ ○○ ○、貸人
○○○○○○○ ○○ ○

 申請地：所在地 垂井町字○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、垂井町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計2筆、合計面積○○○㎡、適用として、3年間の使用貸借権設定であります。

 借人の○○○さんは、この田んぼを借りて家庭菜園を行いたいとのことです。○○さんは今年の1月14日の農地相談に来られた方です。家庭菜園でジャガイモ、サツマイモ、大豆、大根などを作られる予定です。徳永さんはこれまで、加古川市の方で大根やキャベツ、ネギなどを作られたことがあり、自然農法を目指されており、草刈り機はありますが、トラクターなどは使わずにクワなどを使ってほとんど手作業でおこなわれます。また、年齢は49歳で会社を休みの日に農作業を行われるとのこと。

 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 21番について、説明は終わりました。21番についてご質問、ご意見は、ございませんか。
 (発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、21番については許

可することに決定して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、21番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは22番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、22番について説明いたします。
議案書の5ページ及び参考資料の43ページから44ページをご覧ください。

申請人：譲受人 神戸市西区○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 古川町○○ ○○ ○○

申請地：所在地 池田町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、適用として、売買による所有権移転であります。

○○○○さんは今年3月の農地相談に来られた方で、参考資料の44ページの○○番地のところに鉄筋2階建の建物が並んでおり、この物件を○○○○さんが不動産仲介で購入されました。この家に加えて、農地も併せて購入することが条件であったのですが、現在この家はリフォーム中でしばらく時間がかかるとのことです。このリフォームが済みましたら、息子夫婦が住まれるとのこと。現在は、草刈機があるだけですが、近所の人の手助けも得られる予定です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 22番について、説明は終わりました。22番についてご質問、ご意見は、ございませんか。

(発言なし)

○議長 それでは23番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○番○○が、23番について説明いたします。
議案書の5ページ及び参考資料の45ページから48ページをご覧ください。

申請人：譲受人 池尻町○○○ ○○ ○○、譲渡人 ○○○○ ○○○○○○○○○ ○○ ○○

申請地：所在地 檜山町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、池尻町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、池尻町字○○○○

○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、池尻町字○○○○ 地目畑 面積○
㎡ 自作地、合計４筆、合計面積○○○㎡、適用として、贈与による
所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは池尻町に生まれ、実家は実姉がお住まい
でずっと帰ってきて実家の田んぼを維持されてきました。３年ほど
前には、これまで頼まれて作っていた田を高齢により返されたりし
ていて、この先、自分の田もできそうにないので、申請地の隣の田
の所有者である○○○○さんに引き取っていただくことを打診さ
れました。○○○○さんは５反ほどお持ちで、区長や農会長もされ
ており、しっかりされています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ２３番について、説明は終わりました。２２番についてご質問、
ご意見は、ございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、２３番については許
可することに決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、２３番については許可するこ
とに決定いたします。

○議長 それでは２４番について、地元委員から説明をお願いいたしま
す。

○○○番 ○○番○○が、２４番について説明いたします。
議案書の５ページ及び参考資料の４９ページから５０ページを
ご覧ください。

申請人：譲受人 浄谷町○○○○ ○○ ○○、譲渡人 浄谷町
○○○ ○○ ○○○

申請地：所在地 浄谷町字○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自
作地、適用として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○○さんは体調不良により、農作業ができない状
態であり、ちょうど隣接しており倉庫をお持ちです。譲受人の○○
○○さんは認定農家であり、水稻を中心に７町ほど耕作されており、
申請地と自身の農地の一体利用や苗置き場としての利用を考えら
れています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 24番について、説明は終わりました。24番についてご質問、ご意見は、ございませんか。
(発言なし)

○議長 ご異議が無いようでありますので、24番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第136号 農地法第3条関係では、申請件数24件、うち許可件数24件により審議は終了いたしました。

(非農地証明関係)

○議長 次に、議案、第137号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 議案書7ページをお願いします。

(印田) 議案第137号

「非農地証明願に対する認可について」

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和8年4月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾正美

詳細は、8ページの3件になります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案、第137号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「非農地証明願に対する認可について」でございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の8ページ、参考資料の51ページから52ページをあわせてご覧ください。

申請人：三田市○○○○○○○○○○ ○○ ○○○

申請地：所在地 脇本町字○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、適用として、昭和53年頃に宅地となってしまったようです。

51ページの住宅地図上に○○さんの名前があり、この一帯を○

〇〇〇〇さんが賃貸で貸している状況です。その奥に、〇〇〇〇さんの表示がある家があり、申請地はこの家のための進入路となっており、税金は宅地課税がされていました。この度奥の〇〇〇〇さんに申請地を譲渡することとなったので、謄本を調べたら農地になっていたことが発覚し、整理する必要があるため今回の申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番、〇〇が、1番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、2番について説明いたします。
議案書8ページ、参考資料の53ページから54ページをあわせてご覧ください。

申請人：〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、

申請地：所在地 葉多町字〇〇〇〇 地目田 面積〇㎡ 自作地、適用として、昭和42年頃に雑種地となってしまったようです。

申請地の近くに大川さんの家がありますが、その横に清水昭三さんの家があり、この方は申請人の父であり、既にお亡くなりです。

申請人の母親も1年半くらい前に亡くなられ、この家は空き家となっております。申請地は家の進入路として家を建てた昭和42年ごろに使われたようです。申請者の両親が亡くなられて、相続の手続きをし始めたときに、申請地が登記簿上、田のままになっていたため、現況の雑種地に合わせるための申請です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番、○○が、2番の現地調査報告をいたします。
 ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
 従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 2番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
 (発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
 (異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。
 議案書の8ページ、参考資料の55ページから56ページをあわせてご覧ください。

 申請人：久保木町○○○ ○○○ ○、

 申請地：所在地 久保木町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、久保木町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計2筆、合計面積○○㎡、適用として、昭和42年頃に宅地の一部となっていました。

 申請地の南側には県道が通っており、この道際にある○○番○、

〇〇番〇、〇番〇については、既に宅地となっておりますが、今回申請地の２筆についても、昭和４２年ごろに宅地となっておりますためこの度の申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番、〇〇が、３番の現地調査報告をいたします。
ただいま、地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 ３番について、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、３番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、３番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案 第１３７号 非農地証明願に対する認可について、申請件数３件、うち認可件数３件により審議は、終了いたしました。

(農地利用の最適化の推進の状況関係)

○議長 次に、議案、第１３８号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 議案書９ページをお願いします。

(印田) 議案第１３８号「令和７年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」

別紙の令和７年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表等について意見を求める。

令和 8 年 4 月 2 1 日提出
小野市農業委員会 会長 中尾正美

10 ページをご覧ください。

別添の別紙様式 5 が、「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表等」となっております。

この「最適化活動の実施状況」「事務の実施状況」につきましては、兵庫県、ひょうご農林機構を通じて国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

別紙様式 5 「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお願いします。

1 ページをお願いします。

I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2 ページをお願いします。

II 最適化活動の実施状況についてですが、

1 最適化活動の成果目標、

(1)「農地の集積」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和 7 度の目標及び実績は、目標 994ha に対して、実績 966ha で、達成状況は 98%となっております。

点検結果として、「概ね期待通りの集積等が実施できていると考えるが、今後の高齢化等による担い手不足地域計画のブラッシュアップ等を通じてどのように解消するかが課題になる。」と考えます。

2 ページの下段をお願いします。

(2)「遊休農地の発生防止・解消」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和 7 年度の目標及び実績は、緑区分の遊休農地の解消目標 0.2ha に対して、実績 0.4ha で、達成状況は 200%となっております。黄色区分の目標設定はありませんでした。

点検結果として、「相手方からの返答がない場合も多く、苦慮しているが、今後は非農地証明、非農地判断についても丁寧に説明していく必要がある。」と考えます。

3 ページの下段から 4 ページをお願いします。

(3)「新規参入の促進」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和7年度の目標農地面積、3.7ha に対して、1.5ha で、達成状況は 40.5%となっております。

点検結果として、「公表できた農地の面積は少ないが、参入経営体数は一定数あり、法人の参入も見受けられるので、地域との調和（草刈りや溝掃除への参加等）に中止したい。」としています。

4 ページから 5 ページをお願いします。

2 最適化活動の活動目標、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

(2) 活動強化月間の設定の①目標、②実績

(3) 新規参入相談会への参加の①目標、②実績は

記載のとおりで、「目標に対して期待どおりの結果が得られた。」と考えております。

次に

6 ページをお願いします。

Ⅲ 事務の実施状況についてですが、

1 総会、部会の開催実績は記載のとおりです。

2 農地法第3条に基づく許可事務の1年間の処理件数は107件、うち許可107件、標準処理期間は18日でした。

3 農地転用に関する事務の

1年間の処理件数は36件、うち許可相当36件、標準処理期間は14日でした。

4 違反転用への対応ですが、令和7年度の実績は、違反転用面積5.4ha に対し、違反転用解消面積は0.3ha の減少となっております。

以上が、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」でございます。

なお、先月の最適化推進会議でご検討いただいた内容をまとめた結果の内容となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

議案、第138号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「令和7年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」でございます。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

○議長

ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案

のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第138号「令和7年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」に関する審議は終了いたしました。

(最適化活動の目標設定関係)

○議長 次に、議案、第139号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局
(印田) 議案書11ページをお願いします。
議案第139号「令和8年度最適化活動の目標設定等について」
別紙の令和8年度最適化活動の目標設定等の提出の適否につき
意見を求める。

令和8年4月21日提出
小野市農業委員会 会長 中尾正美

12ページをご覧ください。

別添の別紙様式1が、「令和8年度最適化活動の目標設定等」となっております。

この「最適化活動の目標」につきましては、国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。

令和4年度までは6月に提出を求められておりましたが、令和4年2月2日に発出された農林水産省経営局長からの通達により、令和5年度より4月の提出を求められておりますので、今回、議案として提出しております。

それでは、説明させていただきます。

別紙様式1「令和8年度最適化活動の目標の設定等」をお願いいたします。

1ページをお願いします。

I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2 ページをお願いします。

Ⅱ 最適化活動の目標の

1 最適化活動の成果目標の

(1) 農地の集積の

- ①現状及び課題は記載のとおりで、
- ②目標は、農地の集積率を 66%、達成年度を令和 8 年度とし、令和 8 年度の集積面積を 996ha（うち新規集約面積を 30ha）、集積率を 42%に設定しております。

(2) 遊休農地の解消の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標は、a 緑区分の遊休農地の解消として、令和 7 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 0.5ha のうち解消目標面積を 0.1ha に設定しております。
また、令和 7 年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は新たに発生した遊休農地を確認しておりませんので 0.0ha に設定しております。

3 ページをお願いします。

(3) 新規参入の促進の

- ① 現状及び課題は記載のとおりで、
- ② 目標としては、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を 5.2ha としています。

2 最適化活動の活動目標

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年度は、8 日とさせていただき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様日々熱心にご活動いただきました。

令和 7 年度も引き続き、1 人当たりの 1 か月の活動日数を 8 日とさせていただいております。

よろしくお願いいたします。

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数を 3 回、9 月に農地パトロール、10 月に農地パトロールの結果報告、農業新聞購読推進 11 月に利用意向調査、年金加入推進月間と考えております。

- (3) 新規参入相談会への参加目標は、現在、奇数月第 2 水曜日に行っていただいております農地相談の回数を令和 8 年度も同じく 6 回としております。

なお、先月の最適化推進会議でご検討いただいた内容をまとめた結果の内容となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 議案、第139号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「令和8年度最適化活動の目標設定等について」でございます。
本件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第139号「令和8年度最適化活動の目標設定等について」に関する審議は終了いたしました。

○議長 ここで、15時まで休憩いたします。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見)

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。
議案第140号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 地域振興部産業創造課の近都と申します。本日は小野市からの議案として第140号をご審議いただくことになります。
どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案、第140号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局
(印田) 議案書13ページをお願いします。
議案第140号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」
農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業

の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和8年4月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾正美

14ページをお願いします。

市長部局より、令和8年3月26日付けで、意見を求められています。

15ページから22ページまでが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長

議案、第140号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課

地域振興部 産業創造課の近都と申します。

本日は、小野市からの議案として、第140号を、ご審議いただくこととなります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議案第140号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は13ページから22ページまでとなり、別途、配布しております対象農地位置図と一緒にご覧いただき、ご審議の程お願いいたします。

いずれも、農地中間管理権による分であります。今回の農用地の利用集積促進計画の概要を申しますと、賃貸借権の設定で4件、使用貸借の設定で3件となります。

それでは、賃貸借権の設定分からご説明いたします。

議案資料15から18ページをご覧ください。

賃貸借権の設定1件目は、浄谷町内の農地、計4筆・面積にして2,899㎡を、同町を拠点に、水稻を中心に営農を展開する○○○○○○○○に集積をしようとするものであります。（新規）

農地の所在ですが、位置図の1ページをご参照願います。

貸借期間は本年6月からの10年間となっており、賃料は10ア

ール当たり1,000円となります。

賃貸借権の設定2件目は、黒川町内の農地、計7筆・面積にして4,851㎡を、同町を拠点に水稻を中心に営農を展開する 認定農業者〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。(新規)

農地の所在ですが、位置図 2ページをご参照願います。

貸借期間は本年6月からの10年間となっており、賃料については、北側にある5筆が10アール当たり4,136円、南側にある2筆が10アール当たり5,341円となります。

賃貸借権の設定3件目は、河合中町及び新部町内の農地、計8筆・面積にして17,227㎡を、同町を拠点に水稻を中心に営農を展開する〇〇 〇〇氏に集積をしようとするものであります。(市決定による利用権設定のあったもの)

農地の所在ですが、位置図 3ページをご参照願います。

貸借期間は本年6月からの10年間となっており、賃料については10アール当たり9,500円となります。

賃貸借権の設定4件目は、来住町内の農地、計1筆・面積にして1,656㎡を、同町を拠点に水稻、麦等を中心に営農を展開する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に集積をしようとするものであります。(新規)

農地の所在ですが、位置図 4ページをご参照願います。

貸借期間は本年6月からの10年間となっており、賃料については10アール当たり3,000円となります。

続いて、使用貸借権の設定分について、ご説明いたします。

議案資料19ページから22ページをご覧ください。

使用貸借権の設定1件目は、昭和町及び三和町内の農地、計3筆・面積にして5,019㎡を、同町を拠点に水稻を中心に営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。(市決定による利用権設定のあったもの)

農地の所在ですが、位置図 5ページをご参照願います。

貸借期間は本年6月からの10年間となっております。

使用貸借権の設定2件目は、檜山町内の農地、計2筆・面積にして1,939㎡を、同町を拠点に水稻を中心に営農を展開する〇〇〇〇氏に集積をしようとするものであります。(新規)

農地の所在ですが、位置図 6ページをご参照願います。

貸借期間は本年6月からの10年間となっております。

使用貸借権の設定3件目は、広渡町内の農地、計2筆・面積にして5029.05㎡を、広渡町を拠点に水稻、野菜等中心に営農を展開する 認定農業者〇〇〇〇〇〇に集積をしようとするものであります。(再設定)

農地の所在ですが、位置図 7 ページをご参照願います。

貸借期間は本年6月からの10年間となっております。

以上をもちまして、議案第140号の提案説明をおわります。

○議長　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　以上、議案、第１４０号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。報告事項 1 から 3 を一括して事務局から説明いたします。

○事務局 23ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和8年3月1日～令和8年3月31日)

令和8年4月21日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号 1

住所 加東市〇〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計１８件、使用目的は、全て軽油免税の申請です。

○事務局 引き続きまして、24ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和8年3月1日～令和8年3月31日)

令和8年4月21日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 黍田町〇〇 〇〇 〇〇、借人 神戸市
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 黍
田町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡、摘要といたしまして、
令和8年3月3日受理、農地法第3条 残存小作の賃借権の合意解
約で、ほか1件です。農地法第18条第6項及び同法施行規則第6
8条の規定に係る届出は、4筆、〇〇〇㎡の2件です。

○事務局

引き続きまして、25ページから26ページをご覧ください。

報告 3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和8年3月1日～令和8年3月31日)

令和8年4月21日 小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者

譲受人(相続人) 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

譲渡人(被相続人) 〇〇〇〇〇 〇〇 〇

物件の表示 所在地 池尻町字〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、池
尻町字〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、池尻町字〇〇〇〇 地目田、
面積〇〇〇㎡合計3筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要といたしましては、
相続による所有権取得、令和8年3月2日受理、農地法第3条の3
第1項の規定による届出は、合計9件、49筆、〇〇〇〇〇㎡でし
た。

以上で、報告事項を終わります。

○議長

報告1から3について、事務局から説明が終わりました。

ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長

無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長

以上で、本日予定いたしました議案すべての審議は終了し

ました。

皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有が
とうございました。

これをもちまして、第 2 5 回小野市農業委員会を閉会いたしま
す。

上記、農業委員会等に関する法律、第 3 3 条の規定に基づき議事録を作成し、署名
捺印する。

令和 8 年 4 月 2 8 日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 6 番